

○総務省令第九十九号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）の規定に基づき、並びに電気通信事業法を実施するため、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

総務大臣 松本 剛明

改正後	改正前
<p>(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)</p> <p>第二十三条の四 法第三十三条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。</p> <p>【一】略</p> <p>【二】削除</p> <p>【三・四】略</p> <p>【五】削除</p> <p>【六】十二 略</p> <p>【七】二・三 略</p> <p>(認可接続約款等の公表)</p> <p>第二十三条の八 法第三十三条第十一項の規定による認可接続約款等の公表は、その実施の日から、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。</p> <p>(卸電気通信業務に関する契約約款)</p> <p>第二十五条の七の二 【略】</p> <p>【二・三】略</p> <p>4 第一項の規定による契約約款の公表は、その実施の日から、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。</p> <p>(第一種適格電気通信事業者の指定の申請に係る接続約款の公表等)</p> <p>第四十条の四の三 【略】</p> <p>2 法第八十条第一項第二号の規定による接続約款の公表は、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。</p> <p>(申請等の方法)</p> <p>第六十九条 次に掲げる申請、届出、申立て又は報告(以下「申請等」という。)をしようとする者は、当該申請等(ドメイン名電気通信業務に係るものを除く。)をその者の住所(電気通信事業者(電気通信事業を営もうとする者を含む。)である外国法人等にあつては、国内代表者等の住所。次項において同じ。)を管轄する総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)を経由して行うことができる。</p> <p>【一】十四 略</p> <p>十五 法第三十九条において準用する法第三十五条第一項又は法第三十八条第一項の申立て</p> <p>【十六】三十四 略</p>	<p>(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)</p> <p>第二十三条の四 【同上】</p> <p>【一】同上</p> <p>【二】第一種指定端末系伝送路設備における、き線点近傍の電柱等に設置される端子盤の側の箇所</p> <p>【三・四】同上</p> <p>【五】第一種指定市内交換局に設置されるインターネットフェース加入者モジュール(主として音声伝送業務の提供に用いられる第一種指定端末系交換等設備であつて電話業務の提供に用いられる設備を除くものをいう。)における、第一種指定端末系伝送路設備の側の箇所</p> <p>【六】十二 同上</p> <p>【七】二・三 同上</p> <p>(認可接続約款等の公表)</p> <p>第二十三条の八 法第三十三条第十一項の規定による認可接続約款等の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。</p> <p>(卸電気通信業務に関する契約約款)</p> <p>第二十五条の七の二 【同上】</p> <p>【二・三】同上</p> <p>4 第一項の規定による契約約款の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。</p> <p>(第一種適格電気通信事業者の指定の申請に係る接続約款の公表等)</p> <p>第四十条の四の三 【同上】</p> <p>2 法第八十条第一項第二号の規定による接続約款の公表は、営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。</p> <p>(申請等の方法)</p> <p>第六十九条 【同上】</p> <p>【一】十四 同上</p> <p>十五 法第三十九条において準用する法第三十八条第一項の申立て</p> <p>【十六】三十四 同上</p>

〔2〕 略]

様式第17の4の2 (第23条の9の3関係)

〔1〕 略]

2 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出

〔表略]

〔表略]

〔注1～8 略]

9 「子測値の具体的な計算式等」の欄には、費用区分ごとに、注10に規定する具体的な値の設定における見込みの考え方について記載すること。また、事業年度ごとに見込みの考え方が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。記載に当たっては、以下の記載例を踏まえて記載すること。

(記載例)

・・・の取組により・・・に係る費用の低減を見込む。

10 〔略]

11 様式第17の4の9表1 (データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の実績値に対する子測値の比率) 及び表2 (データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の前年度の子測値の比率) について、原価の「乖離が生じた理由」が一過性のものではないと考えられる場合は、それを踏まえて注10に規定する具体的な値を設定し、「子測値」の欄に記載すること。また、「子測値の具体的な計算式等」の欄に、当該理由による見込みの考え方について記載すること。記載に当たっては、以下の記載例を踏まえて記載すること。

(記載例)

様式第17の4の9の「乖離が生じた理由」より、・・・の傾向を踏まえ、・・・に係る費用の低減を見込む。

2の2 データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出

〔表略]

〔表略]

〔注1～6 略]

7 「子測値の具体的な計算式等」の欄には、費用区分ごとに、注8に規定する具体的な値の設定における見込みの考え方について記載すること。また、事業年度ごとに見込みの考え方が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。記載に当たっては、以下の記載例を踏まえて記載すること。

(記載例)

・・・の取組により・・・に係る費用の低減を見込む。

8 〔略]

9 様式第17の4の9表1の2 (データ伝送交換機能の回線数単位接続料の実績値に対する子測値の比率) について、原価の「乖離が生じた理由」が一過性のものではないと考えられ

〔2〕 〔4〕]

様式第17の4の2 (第23条の9の3関係)

〔1〕 同左]

2 〔同左]

〔表同左]

〔表同左]

〔注1～8 同左]

〔新設]

9 〔同左]

〔新設]

2の2 〔同左]

〔表同左]

〔表同左]

〔注1～6 同左]

〔新設]

7 〔同左]

〔新設]

る場合は、それを踏まえて注8に規定する具体的な値を設定し、「予測値」の欄を記載すること。また、「予測値の具体的な計算式等」の欄に、当該理由による見込みの考え方について記載すること。記載に当たっては、以下の記載例を踏まえて記載すること。

〔記載例〕

様式第17の4の9の「乖離が生じた理由」より、・・・の傾向を踏まえ、・・・に係る費用の低減を見込む。

[2の3～4 略]

様式第17の4の4 (第23条の9の3関係)

1 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料に係る需要

[表略]

[表略]

[注1～10 略]

11 「需要の算定方法等の詳細」の8.の欄には、注12に規定する具体的な値の設定における見込みの考え方について記載すること。また、事業年度ごとに見込みの考え方が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

12 [略]

13 様式第17の4の9表1 (データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の実績値に対する予測値の比率) 及び表2 (データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の前年度の子測値の比率) について、必要の「乖離が生じた理由」が一過性のものでないと考えられる場合は、それを踏まえて注12に規定する具体的な値を設定し、「予測値」の欄を記載すること。また、「需要の算定方法等の詳細」の8.の欄に、当該理由による見込みの考え方について記載すること。

1の2 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料に係る需要

[表略]

[注1～4 略]

5 「予測値の具体的な計算式等」の欄には、注6に規定する具体的な値の設定における見込みの考え方について記載すること。また、事業年度ごとに見込みの考え方が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

6 [略]

7 様式第17の4の9表1の2 (データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の実績値に対する予測値の比率) について、必要の「乖離が生じた理由」が一過性のものでないと考えられる場合は、それを踏まえて注6に規定する具体的な値を設定し、「予測値」の欄を記載すること。また、「予測値の具体的な計算式等」の欄に、当該理由による見込みの考え方について記載すること。

[1の3～3 略]

[2の3～4 同左]

様式第17の4の4 (第23条の9の3関係)

1 [同左]

[表同左]

[表同左]

[注1～10 同左]

[新設]

11 [同左]

[新設]

1の2 [同左]

[表同左]

[注1～4 同左]

[新設]

5 [同左]

[新設]

[1の3～3 同左]

様式第17の4の6 (第23条の9の3関係)

役員別指定設備帰属明細表 (レポートベースの正味固定資産の算定)

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

[1] 略]

2 データ伝送役員

[表略]

[表略]

[注1～8 略]

9 「予測値の具体的な計算式等」の欄には、資産区分ごとに、注10に規定する具体的な値の設定における見込みの考え方について記載すること。また、事業年度ごとに見込みの考え方が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

10 [略]

11 様式第17の4の9表1 (データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の実績値に対する予測値の比率)、表1の2 (データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の前年度の予測値の比率) 及び表2 (データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の前年度の予測値の比率) について、利潤の「乖離が生じた理由」が正味固定資産に係る場合であり、一過性のものでないと考えられる場合は、それを踏まえて注10に規定する具体的な値を設定し、「予測値」の欄に記載すること。また、「予測値の具体的な計算式等」の欄に、当該理由による見込みの考え方について記載すること。

様式第17の4の10 (第23条の9の3関係)

1 データ伝送交換機能の接続料原価抽出の手順

[表略]

注1 ステップ1、ステップ2及びステップ3における費用の抽出に係る手順は、基礎事業年度 (第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。) に係る実績値を算定する際に用いたものを記載すること。

2 備考欄に、各ステップにおける費用の抽出に係る手順や考え方について、前事業年度からの変化の有無及び変化が生じた場合はその理由を記載すること。

[2の1・2の2 略]

様式第19の2 (第25条の9関係)

特定卸電気通信役務の提供に係る命令申立書

[略]

当事者の氏名 (法人にあつては、 名称及び代表者の氏名) 及び住所	
[略]	

様式第17の4の6 (第23条の9の3関係)

役員別指定設備帰属明細表 (レポートベースの正味固定資産の算定)

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

[1] 同左]

2 [同左]

[表同左]

[表同左]

[注1～8 同左]

[新設]

9 [同左]

[新設]

様式第17の4の10 (第23条の9の3関係)

1 [同左]

[表同左]

注 ステップ1、ステップ2及びステップ3における費用の抽出に係る手順は、基礎事業年度 (第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。) に係る実績値を算定する際に用いたものを記載すること。

[2の1・2の2 同左]

様式第19の2 (第25条の9関係)

特定卸電気通信役務の提供に係る命令申立書

[同左]

当事者の氏名 (法人にあつては、 名称及び代表者の氏名)	
[同左]	

【表】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

【表】

(第一種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正)

第二条 第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

資産 (1)有形固定資産	第一種指定設備管理部門
	<p>1 一般第一種指定設備</p> <p>一般第一種指定收容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般收容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。）</p> <p>一般第一種指定中継ルータ</p> <p>一般第一種指定県間中継ルータ</p> <p>S I Pサーバ</p> <p>セッションボードコントローラ</p> <p>ENUMサーバ</p> <p>I P電話用DNSサーバ</p> <p>ゲートウェイルータ</p> <p>メディアアゲートウェイ</p> <p>一般第一種指定收容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般收容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。）</p> <p>網終端装置（I P—V P Nサーバースに係るもの）</p> <p>網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの）</p> <p>收容イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）</p> <p>中継イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）</p> <p>ゲートウェイスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）</p> <p>伝送路</p> <p>(何)</p> <p>2 特別第一種指定設備</p> <p>端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）</p> <p>主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）</p> <p>端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）</p> <p>主配線盤（光信号の伝送に係るもの）</p> <p>公衆電話設備</p> <p>端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>端末系交換設備（主としてデータ伝送役務</p>

資産 (1)有形固定資産	第一種指定設備管理部門
	<p>1 一般第一種指定設備</p> <p>一般第一種指定收容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般收容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。）</p> <p>一般第一種指定中継ルータ</p> <p>一般第一種指定県間中継ルータ</p> <p>S I Pサーバ</p> <p>セッションボードコントローラ</p> <p>ENUMサーバ</p> <p>I P電話用DNSサーバ</p> <p>ゲートウェイルータ</p> <p>メディアアゲートウェイ</p> <p>一般第一種指定收容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般收容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。）</p> <p>網終端装置（I P—V P Nサーバースに係るもの）</p> <p>網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの）</p> <p>收容イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）</p> <p>中継イーサネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）</p> <p>ゲートウェイスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。）</p> <p>伝送路</p> <p>(何)</p> <p>2 特別第一種指定設備</p> <p>端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）</p> <p>主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）</p> <p>端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）</p> <p>主配線盤（光信号の伝送に係るもの）</p> <p>公衆電話設備</p> <p>端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）</p> <p>端末系交換設備（主としてデータ伝送役務</p>

<p>の提供に用いられるもの)</p>	<p>の提供に用いられるもの)</p>
<p>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）</p>	<p>端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーテイング伝送機能に係るもの）</p>
<p>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p>	<p>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p>
<p>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーテイング伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの）</p>	<p>端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーテイング伝送機能に係るもの）</p>
<p>中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）</p>	<p>中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）</p>
<p>中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p>	<p>中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）</p>
<p>信号網設備 番号案内データベース及び番号案内設備</p>	<p>信号網設備 番号案内データベース及び番号案内設備 折返し通信路設定機能に係る設備</p>
<p>専用加入者線装置モジュール 専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの 専用線ノード装置 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路</p>	<p>専用加入者線装置モジュール 専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの 専用線ノード装置 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路</p>
<p>専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路 (何)</p>	<p>専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路 (何)</p>
<p>建物 土地 構築物 機械及び装置</p>	<p>建物 土地 構築物 機械及び装置</p>

[略]	第一種指定設備利用部門 支援設備 (補助部門) 全般管理 (補助部門)	車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 建設仮勘定
		[略] [略] [略]

費用
營業費用

收益
營業收益

[表略]

[表略]
[(注) 略]

別表第二 [第6条・第8条]

[様式第1・様式第2 略]
様式第3

接続会計財務諸表様式

固定資産帰属明細表

(単位 円)

[同左]	第一種指定設備利用部門 支援設備 (補助部門) 全般管理 (補助部門)	車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 建設仮勘定
		[同左] [同左] [同左]

費用
營業費用

收益
營業收益

[表同左]

[表同左]
[(注) 同左]

別表第二 [第6条・第8条]

[様式第1・様式第2 同左]
様式第3

接続会計財務諸表様式

固定資産帰属明細表

(単位 円)

第一種指定設備管理部門計	
略	
略	
番号案内データベース及び番号案内設備	
略	
中継系交換設備（主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの）	
略	
うちルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの	
略	
端末系交換設備（主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの）	
略	
端末系交換設備	
特別第一種指定設備	
略	

第一種指定設備管理部門計	
略	
略	
番号案内データベース及び番号案内設備	
略	
折返し通信路設定機能に係る設備	
略	
番号案内データベース及び番号案内設備	
略	
うちルータ及び伝送機能に係るもの	
略	
中継系交換設備（主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの）	
略	
うちルータ及び伝送機能に係るもの	
略	
端末系交換設備（主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの）	
略	
端末系交換設備	
特別第一種指定設備	
略	

(第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正)

第三条 第一種指定電気通信設備接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

(用語)	
<p>第二条 「略」</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一、六の三 略」</p> <p>七 削除</p> <p>八 削除</p> <p>〔九、十五 略〕</p> <p>(法定機能の区分、内容及び対象設備等)</p> <p>第四条 法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応した設備等と同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。</p>	
機能の区分	内容
一 端末回線 伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。）により通信を伝送する機能（分割した帯域の一部のみを利用して伝送するものを除く。）
[略]	[略]
対象設備	

(用語)	
<p>第二条 「同上」</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一、六の三 同上」</p> <p>七 特別第一種指定収容ルータ 第一種指定端末系交換等設備に該当するルータであって、一般第一種指定収容ルータ又は第一種指定ワイヤレス固定電話用設備であるルータ以外のものをいう。</p> <p>八 特別第一種指定ルータ 第一種指定端末系交換等設備又は第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであって、一般第一種指定ルータ又は第一種指定ワイヤレス固定電話用設備であるルータ以外のものをいう。</p> <p>〔九、十五 同上〕</p> <p>(法定機能の区分、内容及び対象設備等)</p> <p>第四条 「同上」</p>	
機能の区分	内容
一 端末回線 伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。）により通信を伝送する機能（分割した帯域の一部のみを利用して伝送するもの及び特別帯域透過端末回線伝送機能を除く。）
[同上]	[同上]
対象設備	

<p>に設置される第一種指定 間中継系伝送路設備及び 門系ルータ以外の一般第 一指定中継ルータ又は第 一指定中継ルータと関 門系ルータとの間に設置 される第一種指定中継系 伝送路設備をいう。以下 同じ。）により通信の交 換及び伝送を行う機能 (特定のネットワークにつ いて優先的に通信の交 換又は伝送を行う機能 を含む。)</p>	<p>に設置される第一種指定 間中継系伝送路設備及び 門系ルータ以外の一般第 一指定中継ルータ又は第 一指定中継ルータと関 門系ルータとの間に設置 される第一種指定中継系 伝送路設備をいう。以下 同じ。）により通信の交 換及び伝送を行う機能 (特定のネットワークにつ いて優先的に通信の交 換又は伝送を行う機能 を含む。)</p>
<p>〔略〕</p>	
<p>(自己資本費用)</p>	
<p>第十二条 〔略〕</p>	
<p>〔2 略〕</p>	
<p>3 第一項の自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間(リスク(通常の子測を超えて発生し得る危険をいう。以下この条において同じ。))の低い金融商品の平均金利が、主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。)の平均値又は主要企業の平均自己資本利益率の過去五年間の平均値のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。</p>	
<p>期待自己資本利益率 = $\frac{\text{リスクの低い金融商品の平均金利} + \beta \times \text{主要企業の平均自己資本利益率}}{\text{リスクの低い金融商品の平均金利} - \text{主要企業の平均自己資本利益率}}$</p>	
<p>〔4 略〕</p>	
<p>5 第三項の規定にかかわらず、第一種指定設備管理運営費の額が第十条第一項に掲げる式により計算される場合(対象設備等を撤去した際の残存価額相当額の支払いを要する場合に限る。)(においては、第一項の自己資本利益率は過去三年間のリスクの低い金融商品の平均金利の平均値又は主要企業の平均自己資本利益率の過去五年間の平均値のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。</p>	
<p>(端末系交換機能等の接続料)</p> <p>第十五条 第四条の表二の項の機能(メタル回線収容機能、加入者交換機能及び信号制御交換機能)</p>	

<p>特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能</p>	<p>に設置される第一種指定 間中継系伝送路設備及び 門系ルータ以外の一般第 一指定中継ルータ又は第 一指定中継ルータと関 門系ルータとの間に設置 される第一種指定中継系 伝送路設備をいう。以下 同じ。）により通信の交 換及び伝送を行う機能 (特定のネットワークにつ いて優先的に通信の交 換又は伝送を行う機能 を含む。)</p>	<p>特別第一種指定ルータ及び当該特別第一種指定ルータに係る伝送路設備並びにこれと一体として設置される通信路の設定の機能を有する電気通信設備(交換設備を除く。)</p>
<p>〔同上〕</p>		
<p>(自己資本費用)</p>		
<p>第十二条 〔同上〕</p>		
<p>〔2 同上〕</p>		
<p>3 第一項の自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率の過去三年間(リスク(通常の子測を超えて発生し得る危険をいう。以下この条において同じ。))の低い金融商品の平均金利が、他産業における主要企業平均自己資本利益率に比して高い年度を除く。)の平均値又は他産業における主要企業の平均自己資本利益率の過去五年間の平均値のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。</p>		
<p>期待自己資本利益率 = $\frac{\text{リスクの低い金融商品の平均金利} + \beta \times \text{他産業における主要企業の平均自己資本利益率}}{\text{リスクの低い金融商品の平均金利} - \text{他産業における主要企業の平均自己資本利益率}}$</p>		
<p>〔4 同上〕</p>		
<p>5 第三項の規定にかかわらず、第一種指定設備管理運営費の額が第十条第一項に掲げる式により計算される場合(対象設備等を撤去した際の残存価額相当額の支払いを要する場合に限る。)(においては、第一項の自己資本利益率は過去三年間のリスクの低い金融商品の平均金利の平均値又は他産業における主要企業の平均自己資本利益率の過去五年間の平均値のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする。</p>		
<p>(端末系交換機能等の接続料)</p> <p>第十五条 第四条の表二の項の機能(メタル回線収容機能、加入者交換機能、信号制御交換機能)</p>		

能に限る。)及び五の項の中継交換機能の接続料は、少なくとも、通信路を設定する機能及び通信路を保持する機能の別に、それぞれの機能に関連する部分の費用が対象設備等の費用に対して占める比率等を勘案して設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、この限りでない。

〔2・3 略〕

(端末回線伝送機能等の接続料)

第十七条 第四条の表一の項の機能(帯域分割端末回線伝送機能、光信号端末回線伝送機能、総合デジタル通信端末回線伝送機能及びその他端末回線伝送機能に限る。次項において同じ。)、三の二の項の機能、三の三の項の機能、六の項の機能(一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に限る。次項において同じ。)、及び六の三の項から七の項までの機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせることで定めることができる。

2 前項の場合において、接続料の単位は、第四条の表一の項の機能、三の二の項の機能、三の三の項の機能、六の項の機能及び七の項の機能については、回線容量にあつては少なくとも一、五三六キロビット毎秒相当以下に、光信号伝送用の回線数にあつては芯線数ごとに、それぞれ細分化して設定するものとする。

第十七条の二 第四条の表一の項の機能(帯域透過端末回線伝送機能に限る。)の接続料は、回線数を単位として設定するものとする。

2 第四条の表一の項の帯域透過端末回線伝送機能の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであつて、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。以下この条において同じ。)に係る原価及び利潤の総額を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数で除して得た額をもつて設定するものとする。

〔削る〕

〔削る〕

及び優先接続機能に限る。)及び五の項の中継交換機能の接続料は、少なくとも、通信路を設定する機能及び通信路を保持する機能の別に、それぞれの機能に関連する部分の費用が対象設備等の費用に対して占める比率等を勘案して設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合には、この限りでない。

〔2・3 同上〕

(端末回線伝送機能等の接続料)

第十七条 第四条の表一の項の機能(帯域分割端末回線伝送機能、光信号端末回線伝送機能、総合デジタル通信端末回線伝送機能及びその他端末回線伝送機能に限る。次項において同じ。)、三の項から三の三の項までの機能、六の項の機能(一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能に限る。次項において同じ。)、六の二の項の特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能及び六の三の項から七の項までの機能の接続料は、回線容量又は回線数を単位として設定するものとする。この場合において、合理的な理由があるときは、距離その他の単位を組み合わせることで定めることができる。

2 前項の場合において、接続料の単位は、第四条の表一の項、三の項から三の三の項まで、六の項及び七の項の機能については、回線容量にあつては少なくとも一、五三六キロビット毎秒相当以下に、光信号伝送用の回線数にあつては芯線数ごとに、それぞれ細分化して設定するものとする。

第十七条の二 第四条の表一の項の機能(一般帯域透過端末回線伝送機能及び特別帯域透過端末回線伝送機能に限る。)の接続料は、回線数を単位として設定するものとする。

2 第四条の表一の項の一般帯域透過端末回線伝送機能の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであつて、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。以下この条において同じ。)に係る原価及び利潤の総額(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものを除く。〔を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものを除く。〕で除して得た額をもつて設定するものとする。)

3 第四条の表一の項の特別帯域透過端末回線伝送機能の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原価及び利潤の総額(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。)を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。)で除して得た額をもつて設定するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数(特別帯域透過端末回線伝送機能に係るものに限る。)が零である場合にあつては、第四条の表一の項の特別帯域透過端末回線伝送機能の接続料は、第七条及び第八条の規定に基づき算定した第一種指定端末系伝送路設備に係る原価及び利潤の総額(き線点近傍の電柱等から第一種指定市内交換局までの間の設備に係るものを除く。)を、第一種指定端末系伝送路設備に係る回線の総数で除して得た額をもつて設定するものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令の一部改正）

第四条 東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令（平成十五年総務省令第百十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	<p style="text-align: center;">(特定接続料)</p> <p>第三条 法附則第十六条第一項の総務省令で定める接続料は、接続料規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送専用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能に係る接続料とする。</p>
改 正 前	<p style="text-align: center;">(特定接続料)</p> <p>第三条 法附則第十六条第一項の総務省令で定める接続料は、接続料規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、優先接続機能、番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送専用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能に係る接続料とする。</p>

(接続料規則の一部を改正する省令の一部改正)

第五条 接続料規則の一部を改正する省令(平成十七年総務省令第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>〔15・14 略〕 附則 15 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する都道府県の区域（当該事業者が固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。）を設置する都道府県の区域に限る。）以外の都道府県の区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。</p>	<p>〔15・14 同上〕 附則 15 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する都道府県の区域（当該事業者が固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。）を設置する都道府県の区域に限る。）以外の都道府県の区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、優先接続機能、番号ポータビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>〔16・17 同上〕</p>

(第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正)

第六条 第二種指定電気通信設備接続会計規則(平成二十三年総務省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(個別注記表、役員別固定資産帰属明細表、移動電気通信役員収支表、接続会計報告書及び配賦整理書)

第五条 事業者は、別表第一による個別注記表、別表第二による役員別固定資産帰属明細表、別表第三による移動電気通信役員収支表、別表第四による接続会計報告書並びに別表第五による役員別固定資産整理表及び別表第六による移動電気通信役員費用整理表を含む当該役員別固定資産帰属明細表及び当該移動電気通信役員収支表を作成する際に準拠した資産の整理の基準及び手順並びに費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類(以下「配賦整理書」という。)を作成しなければならない。ただし、移動電気通信役員のうち、音声伝送役員又はデータ伝送役員のうちのみを提供する事業者にあつては、別表第五による役員別固定資産整理表及び別表第六による移動電気通信役員費用整理表を作成しないことができる。

(接続会計報告書及び配賦整理書の提出)
第九条 事業者は、第五条の接続会計報告書及び配賦整理書(次条において「接続会計報告書等」という。)を、毎事業年度経過後三月以内に総務大臣に提出しなければならない。

〔削る〕

(接続会計報告書等の公表等)

第十条 事業者は、接続会計報告書等を総務大臣に提出した日から、インターネットを利用することにより、接続会計報告書等を公表しなければならない。

2 前項の公表は、公表の日から起算して五年を経過する日までの間、行わなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、事業者は、その事業上の秘密の保持の必要により、接続会計報告書等のうち別表第五による役員別固定資産整理表及び別表第六による移動電気通信役員費用整理表を公表しないことができる。

別表第四(第五条、第九条及び第十條関係)
接続会計報告書

会社名
代表者の役職氏名
本店の所在の場所
電話番号
連絡者
接続会計報告書の公表を行うウェブサイトのアドレス

(個別注記表、役員別固定資産帰属明細表、移動電気通信役員収支表、接続会計報告書及び配賦整理書)

第五条 事業者は、別表第一による個別注記表、別表第二による役員別固定資産帰属明細表、別表第三による移動電気通信役員収支表、別表第四による接続会計報告書並びに当該役員別固定資産帰属明細表及び当該移動電気通信役員収支表を作成する際に準拠した資産の整理の基準及び手順並びに費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類(以下「配賦整理書」という。)を作成しなければならない。

(接続会計報告書及び配賦整理書の提出)

第九条 事業者は、第五条の接続会計報告書及び配賦整理書(次条において「接続会計報告書等」という。)を、毎事業年度経過後三月以内に書面又は電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。)に係る記録媒体により総務大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定により電磁的方法に係る記録媒体により提出する場合には、事業者の氏名及び住所並びに提出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

(接続会計報告書等の公表等)

第十条 事業者は、接続会計報告書等の写しを、営業所その他の事業所に備え置き、接続会計報告書等を総務大臣に提出した日から五年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 事業者は、接続会計報告書等の写しを、刊行物の発行その他の適切な方法により公表しなければならない。

〔新設〕

別表第四(第五条、第九条及び第十條関係)
接続会計報告書

会社名
代表者の役職氏名
本店の所在の場所
電話番号
連絡者
接続会計報告書の写しを縦覧に供する場所名称
所在地

【略】
別表第五 役務別固定資産整理表の様式（第5条及び第10条関係）
役務別固定資産整理表

【同左】
【新設】

事業者名

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

様式第1 直課及び配賦に係る固定資産価額

(単位 円)

役務の種類	移動電気通信役務				合計
	音声伝送役務		データ伝送役務		
	直課している 固定資産 価額	配賦している 固定資産 価額	直課している 固定資産 価額	配賦している 固定資産 価額	
電気通信事業固定資産 (帳簿価額)					
有形固定資産					
機械設備					
空中線設備					
通信衛星設備					
端末設備					
市内線路設備					
市外線路設備					
土木設備					
海底線設備					
建物					
構築物					
機械及び装置					
車両及び船舶					
工具、器具及び 備品					
休止設備					
土地					
リース資産					
建設仮勘定					
有形固定資産合計					

無形固定資産合計						
電気通信事業固定資産合計						

様式第2 主要な直課対象の固定資産項目						
	主要な直課対象の固定資産項目	当該固定資産項目の価額 (単位：円)	当該固定資産項目を直課している電気通信 信託の別	当該固定資産項目を直課している理由		
有形固定資産						
機械設備						
空中線設備						
通信衛星設備						
端末設備						
市内線路設備						
市外線路設備						
土木設備						
海底線設備						
建物						
構築物						
機械及び装置						
車両及び船舶						
工具、器具及び備品						
休止設備						
土地						
リース資産						
建設仮勘定						
無形固定資産						

(記載上の注意)

- 1 「主要な直課対象の固定資産項目」の欄には、各固定資産について具体的な内容が分かるように個別に列挙すること。
- 2 「当該固定資産項目を直課している電気通信信託の別」の欄には、音声伝送信託又はデータ伝送信託のいずれかを記載すること。
- 3 全ての固定資産区分について、本様式及び様式第3の各欄に記載する主要な固定資産項目の価額の合計額が、当該主要な固定資産項目が構成する固定資産区分全体の三分の二以上となるようにすること。

様式第3 主要な配賦対象の固定資産項目

有形固定資産	主要な配賦対象の固定資産項目	当該固定資産項目の価額 (単位：円)	当該固定資産項目の配賦基準	当該配賦基準の具体的な比率	当該配賦基準を採用する理由等
機械設備					
空中線設備					
通信衛星設備					
端末設備					
市内線路設備					
市外線路設備					
土木設備					
海底線設備					
建物					
構築物					
機械及び装置					
車両及び船舶					
工具、器具及び備品					
休止設備					
土地					
リース資産					
建設仮勘定					
無形固定資産					

(記載上の注意)

- 1 「主要な配賦対象の固定資産項目」の欄には、各固定資産について具体的な内容が分かるように個別に列挙すること。
- 2 「当該配賦基準を採用する理由等」の欄には、当該配賦基準を採用する理由、当該配賦基準の定義及び具体的な計算方法の詳細を記載すること。
- 3 全ての固定資産区分について、様式第2及び本様式の各欄に記載する主要な固定資産項目の価額の合計額が、当該主要な固定資産項目が構成する固定資産区分全体の三分の二以上となるようにすること。

別表第六 移動電気通信役務費用整理表の様式(第5条及び第10条関係)
移動電気通信役務費用整理表

事業者名

事業年度 自 年 月 日

【新設】

様式第1 直課及び配賦に係る費用項目

至 年 月 日

(単位 円)

役務の種類	移動電気通信役務				合計
	音声伝送役務		データ伝送役務		
	直課している費用	配賦している費用	直課している費用	配賦している費用	
施設保全費					
減価償却費					

様式第2 主要な直課対象の費用項目

	主要な直課対象の費用項目	当該費用項目の費用 (単位：円)	当該費用項目を直課している電気通信役務の別	当該費用項目を直課している理由
施設保全費				
減価償却費				

(記載上の注意)

- 1 「主要な直課対象の費用項目」の欄には、各費用について具体的な内容が分かるように個別に列挙すること。
- 2 「当該費用項目を直課している電気通信役務の別」の欄には、音声伝送役務又はデータ伝送役務のいずれかを記載すること。
- 3 いずれの費用区分についても、本様式及び様式第3の各欄に記載する主要な費用項目の費用の合計額が、当該主要な費用項目が構成する費用区分全体の三分の二以上となるようにすること。

様式第3 主要な配賦対象の費用項目

	主要な配賦対象の費用項目	当該費用項目の費用 (単位：円)	当該費用項目の配賦基準	当該配賦基準の具体的な比率	当該配賦基準を採用する理由等
施設保全費					
減価償却費					

(記載上の注意)

- 1 「主要な配賦対象の費用項目」の欄には、各費用について具体的な内容が分かるように個別に列挙すること。
- 2 「当該配賦基準を採用する理由等」の欄には、当該配賦基準を採用する理由、当該配賦基準の定義及び具体的な計算方法の詳細を記載すること。

3 いずれの費用区分についても、様式第2及び本様式の各種に記載する主要な費用項目の費用の合計額が、当該主要な費用項目が構成する費用区分全体の三分の二以上となるようにすること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第七条 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>附則 第七條 新接続料規則第四章及び第五章の規定（第七條、第八條（第一項及び第二項本文に限る。）、第九條（第一項及び第二項本文に限る。）、第十條（第三項ただし書を除く。）、第十二條（第五項を除く。）、第十三條（第一項に係る部分に限る。）、及び第二項（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第十三條、第十四條（第二項ただし書を除く。）、第十五條（第三項を除く。）、第十六條並びに第十八條の三の規定に限る。）及び別表第一の一から別表第五までの規定、新平成十七年改正省令附則第六項から第八項まで及び第十二項から第十五項までの規定並びに新平成二十五年改正省令附則第六項及び第七項の規定は、附則別表第二の要素機能の区分の欄及び内容の欄に定める要素機能に係る単位費用の算定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>附則 第七條 〔同上〕</p>
<p>〔略〕 新接続料規則第十五條第一項</p> <p>第四条の表二の項の機能（メタル回線収容機能、加入者交換機能及び信号制御交換機能に限る。）及び五の項の中継交換機能</p>	<p>〔同上〕 新接続料規則第十五條第一項</p> <p>第四条の表二の項の機能（メタル回線収容機能、加入者交換機能、信号制御交換機能及び優先接続機能に限る。）及び五の項の中継交換機能</p>
<p>〔略〕 新平成十七年改正省令附則第十五項</p> <p>規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、番号ポートビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能</p>	<p>〔同上〕 新平成十七年改正省令附則第十五項</p> <p>規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、優先接続機能、番号ポートビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条中第一種指定電気通信設備接続料規則第四条の表二の項の改正規定、第四条、第五条及び第七条の規定は、令和六年三月一日から施行する。

(準備行為)

第二条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「新規則」という。）の施行の際現に電気通信事業法（以下「法」という。）第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

2 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新規則の施行前においても当該申請に係る接続約款の変更を認可することができる。この場合において、その認可を受けた接続約款の変更は、新規則の施行の日において、法第三十三条第二項の規定による認可を受けたものとみなす。

3 第一項の申請に係る接続約款の変更の認可の処分の日が新規則の施行後となる場合において、新規則の施行の際現に法第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款は、当該処分の日

までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

(経過措置)

第三条 この省令による改正後の第一種指定電気通信設備接続会計規則の規定（第十条の規定を除く。）は、この省令の施行の日以後終了する事業年度に係る接続会計財務諸表及び接続会計報告書等について適用する。

2 この省令による改正後の第二種指定電気通信設備接続会計規則の規定（第十条の規定を除く。）は、この省令の施行の日以後終了する事業年度に係る接続会計財務諸表及び接続会計報告書等について適用する。

3 この省令の施行の日の属する事業年度に係る日本電信電話株式会社等に関する法律附則第十六条第一項の規定による金銭の交付については、この省令による改正後の東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令の規定にかかわらず、なお従前の例による。